

文化ホール等の使用料を助成します

佐久市教育委員会では、新型コロナウイルス感染拡大により発表機会を喪失した芸術文化活動の再開の支援を目的とし、芸術文化事業（イベント等）に係る文化ホール等の使用料の一部を助成（割引）する「佐久市文化ホール使用料助成事業」を実施します。

1 対象施設

助成の対象となる施設は、次の市有施設です。

- (1) 佐久市交流文化館浅科 穂の香ホール (2) 佐久市佐久平交流センター ホール
(3) 佐久市駒の里ふれあいセンター ホール (4) 佐久市市民創錬センター 大会議室
※ 上記ホール等のほか、付随して控室などとして使用する部屋も対象です

2 対象者及び対象となるイベント等

市内に活動拠点を有し、かつ市民が含まれる事業者・団体・個人が行う次の要件に該当するイベント等です。

- (1) 主催者において、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を行うイベント等
(2) 広く市民を対象とするイベント等
(3) 「芸術文化」に該当するイベント等（音楽、演劇、伝統芸能 など）
(4) 令和2年7月1日～令和3年3月31日までに行われるイベント等 など
※ 入場料等の徴収の有無、営利・非営利は不問

3 対象経費

イベント等の当日と前日に係る「会場」および冷暖房使用料を除く「条例で定める附属設備等（ピアノ、照明等）」の使用料です。

4 助成（割引）額

助成額は対象経費の3分の2以内の額です。



5 申請方法

「佐久市文化ホール使用料助成対象者証明書交付申請書」に、イベント等の概要及び会場使用料（見込み）が分かるものを添付して申請してください。教育委員会が審査を行い、助成対象の可否を決定します。

6 助成（割引）方法

文化ホール等の窓口では、助成金の交付があったものとみなし、助成金分を差し引いた会場等使用料をお支払いいただきます。

事業に関する詳細は、下記へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

佐久市教育委員会事務局 社会教育部 文化振興課 文化振興係
〒385-8501 佐久市中込 3056（佐久市役所南棟）
TEL：0267-62-5535 FAX：0267-64-6132
Mail：bunkasinko@city.saku.nagano.jp



裏面に、新型コロナウイルス感染症の感染防止策例がありますので、イベント等開催の際の参考としてください

【新型コロナウイルス感染症の感染防止策例】

イベント等実施にあたっての感染防止策は、全国公立文化施設協会が示す「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」の対応策などを参考としてください。

このほか、文化ホール等が定める使用条件等も踏まえ、主催者・来場者の安全確保に努めていただきますようお願いいたします。

・収容人員について

屋内イベント開催の目安として、当面の間、**収容率は「50%以内」**としておりますので、それを踏まえた座席配置としてください。

・公演前の対応について

公演の企画に際して、以下の対応の導入を検討してください。

- ①入場時間、休憩時間の延長
- ②入場時のチケット確認（もぎり）の簡略化
- ③入場待機列の設置
- ④指定席の導入 など



・公演当日の対応について

公演当日に必要と思われる対策例は以下のとおりです。

- ①**会場入口に手指消毒液を設置**（主催者が手配）
- ②**咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指消毒の徹底周知**（主催者・来場者とも）
- ③高熱など体調不良の方、過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国等への訪問歴がある方の入場制限
- ④**密集状況が発生しないよう、余裕を持った入場時間・休憩時間・退場時間を設定する**（トイレなどの混雑緩和にも努める）
- ⑤パンフレット・アンケート等は、極力手渡しによる配布は避ける
- ⑥舞台と座席最前列は十分な距離を取る
- ⑦**感染予防に対応した舞台上の配置および座席の設定**（前後左右を空ける、または距離を置くことと同等の効果を有する措置 など）
- ⑧来場者と接触するような演出（声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチする など）は行わない
- ⑨来場者から感染者が発生した場合など、保健所等へ情報を提供する可能性があるため、**主催者において来場者の氏名や連絡先等を把握する**
- ⑩**こまめな換気**（休憩時間に全ての入場口のドアを開ける） など

上記対応策は参考として例示したため、実施するイベント等の内容や状況に適した対応を講じていただく必要があります。

なお、ガイドライン等の見直しにより、対応策が変わることがあります。

